

○財務省告示第二百七十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年八月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・三トン
二	〇トン
三	〇トン
四	一〇、八三九トン
五	四五六トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
三一四トン	五八九トン	四、七九一トン	四〇、五七九トン	四、四三〇トン	六〇トン	二三七、八二七トン	五〇九、八三一トン	一、七六六、二四八トン	三〇、一六九トン	一六六トン	一、七二六トン	一一、五一四トン	一トン	一〇トン	二トン

二九	一七一トン
二八	一・〇トン
二七	三、五九四トン
二六	一、四〇四トン
二五	〇トン
二四	七トン
二三	一、一四三トン
二二	三四四トン
二一	一〇、四二九トン